

テレワーク活用による働き方改革促進事業業務委託にかかる 企画提案コンペに関する質問及び回答

Q 1 業務仕様書「4 業務概要」の中の「(3) 事業の周知・啓発」で「チラシの作成・配布、各種メディア、ホームページ・SNS等のWEB媒体等を活用し」と記載がありますが、このホームページ・SNS等というのは、今回の事業で新たに作成という認識でしょうか。また、それも予算内で執行するのでしょうか。

A 1 「各種メディア、ホームページ・SNS等のWEB媒体」については、効果的な手段の例示として記載しており、目的が達成されるのであれば、必須の手段ではありません。

また、ホームページ・SNS等を活用される場合も、本事業のために新たに作成いただく必要はありません（例：自社 Facebook ページでの周知）。